

市制施行75周年記念事業 刈谷わんさか祭り2025 出店者募集要項

1 開催概要

- (1) 日 時 令和7年8月15日(金) 17:00～21:00(予定)
16日(土) 13:00～21:00(予定)
※16日(土) 19:30～45ドローンショー、19:30～
20:15花火大会(予定)
※いずれの日程も荒天中止
- (2) 主 催 刈谷市観光協会・刈谷市
- (3) 場 所 刈谷市総合運動公園(刈谷市築地町荒田1番地)内
※会場内での出店場所は、申込数に応じて調整します。

2 出店概要

(1) 出店内容

- ①飲食物の販売
- ②移動販売車による飲食物等の販売
- ③店舗等のPR(パンフレット、チラシ、商品展示)

(2) 出店条件

申し込み時点で、以下の条件を満たしていること。

※出店申込書及び「(5)添付書類」が事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷わんさか祭り事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

- ①令和7年2月末日時点で刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員であること。
- ②申込時に、刈谷市商店街連盟(露店営業研究会)の公式LINEアカウントを友達登録すること。※出店に関する連絡手段として使用するため。
- ③販売品目等は、原則として、市内実店舗または事業所の事業内容に関するものであること。
- ④飲食物の販売の場合は、市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受け、営業をしていること。
※食品営業許可申請中(開店準備中等)は、出店できません。
- ⑤飲食物の販売品目は、衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること。
- ⑥缶の酒類販売は行わないこと。
- ⑦移動販売車による販売は、④に加え、過去1年間で市内での販売実績を有すること。
- ⑧販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。
- ⑨2日間出店すること。
- ⑩暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと。

※刈谷警察署に出店者名簿を提出し照会をかける場合がありますので、予め了承ください。

(3) 募集区分及び出店料

	テントブース出店	移動販売車	縁日
出店料 (2日間 合計)	<u>1ブース</u> 55,000 円 (出店ブース料 50,000 円、 事務手数料 5,000 円)	<u>1小間</u> 38,000 円 (出店小間料 33,000 円、 事務手数料 5,000 円)	<u>1ブース</u> 10,000 円 (備品代込)
ブース (小間) の大きさ	間口 5.4m×奥行 3.6m× 高さ 1.85m～2.8m	間口 5.4m×奥行 3.6mの 車両設置場所 ※車両外での調理は不可	間口 5.4m×奥行 3.6m×高さ 1.85 m～2.8m
ブース 設営者	主催者	出店者	主催者
主催者 準備品	ブース表示板(0.2m×1.8 m)、横シート幕3方、照明 用蛍光灯2本(20w)、電源 (100V・500W)※備考	電源(100V・500W)※備考	縁日出店の募集 は、刈谷市内の商 店街振興組合また は発展会に対して 行います(本募集 要綱では縁日出店 の募集は行ってい ません)。 出店希望の方は、 各理事長へ相談し てください。
オプション 備品 (税抜)	展示台1台2,000円、折畳机1台1,500円、折畳椅子 1脚500円、電源500W追加ごとに2,500円、ブース 下養生シート(2重、5.4m×3.6m、処分費含む)6,000 円、コンパネ(0.9m×0.9m)1,000円 ※後日、会場設営業者から申込者へ直接請求します。		
備 考	・ <u>同一経営者の店舗、または、同系列店舗での出店数 は3小間までとします。</u> ・ <u>申込み数に応じてブース数を調整する場合があります しますので、ご了承ください。</u> ・ 電源は、主催者で一括管理を行います。 (自社所有の発電機の持ち込みは禁止)		

(4) 申込方法

「刈谷わんさか祭 2025 出店申込書」に必要事項を記入し、(5)の添付書類
とともに刈谷あきんどぷら座へ直接提出してください。

※同一経営者の店舗または同系列店舗で複数のブースを申込み場合は、ブース
毎に申込書を提出してください。なお、この場合、(5)の添付書類は1部ず
つの提出で構いません。

※申込み後の募集区分の変更は不可とします。

※申込み後に出店品目を変更する場合は、出店者説明会終了時までに必ず刈谷
市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「刈谷わんさか祭 2025 出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページから
ダウンロードしてください。(刈谷あきんどぷら座にも用意しています。)

(5) 添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し
- ・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し
- ・「保険証券」の写し（前述2（2）出店条件⑧に記載の保険）
- ・販売車の「車検証」の写し（移動販売車の方のみ）
- ・誓約書

※上記の営業許可申請等に係る費用は出店者負担となります。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していた
だく場合があります。品目について不明な点等は、事前に保健所に相談の上、
申込みしてください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、出店者
説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください（FAX
又は郵送可）。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする
場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも
可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途提出いただきます。

(6) 申込期限

令和7年5月9日（金）16時必着

3 依頼事項

チョイス Pay 導入済の方は、支払時にチョイス Pay のPRをお願いします。

チョイス Pay を導入していない方につきましては、導入を検討ください。

詳しくは、市HP（ページID：1009824）を確認ください。

4 出店者の決定

刈谷市商店街連盟事務局で書類審査のうえ決定します。結果は、5月中旬以降に
LINEにて申込者全員に通知します。

なお、出店可となった方には、合わせて出店料支払いの案内もしますので、期限
内にお支払いください。期限内にお支払いいただけない場合は、出店できません。

※出店料についての詳細は、「7 出店料の取扱いについて」を参照してください。

※出店場所については、刈谷市商店街連盟事務局にて公正に決定しますので、一任
いただきますようお願いいたします。

5 出店者説明会

出店者説明会は、必ず現場責任者の出席をお願いします。出席いただけない場合
は、出店をお断りします。時間厳守でお願いします。

(1) 日 時 **令和7年6月24日（火） 午後2時から**

(2) 場 所 産業振興センター 604会議室

(3) その他

食品を扱う方 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、不明な点等は必ずご確認ください。

火気を扱う方 衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑応答がありますので、不明な点等は必ずご確認ください。

6 出店に関する注意事項

(1) 当日は必ず主催者係員の指示に従い、出店申込書に記載の当日責任者を1人以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。

なお、責任者が一時的に不在となる場合は、代理の責任者で対応できるようにしてください。

(2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、他の園内施設での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。

(3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。

(4) 喫煙所以外の公園内での喫煙は禁止します。

(5) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により各ブース下(売り場合含む)及び移動販売車下に養生シートを敷いてください。

万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いします。

なお、ビニールシート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求します。

(6) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。

(7) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板は必ずすべての文字が見られるよう目線より上に掲示し、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。

(8) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。

(9) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。

(10) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。

(11) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。

※禁止事例 ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。

・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。

・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中の商品进行もらう。など

(12) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費用を請求します。

(13) 出店にかかる盗難・紛失については、刈谷市観光協会及び刈谷わんさか祭り事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品

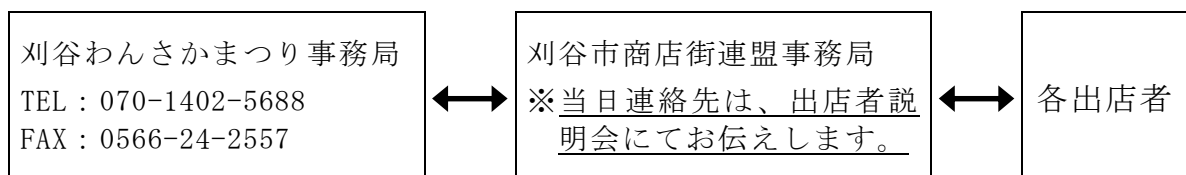
等は出店者の責任で管理してください。

(14) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。

(15) 営業終了時刻は、両日午後9時を予定しています。この時間内に必ず営業を終了していただくよう時間厳守でお願いします（刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します）。また、16日（土）は、来場者誘導のため、午後9時に一旦消灯し、その後、片付けのため午後9時30分から再点灯します。

(16) 出店申込後に、「2 出店概要（2）の③」に該当すると判明した場合、ただちに出店を取り消します。

(17) 開催期間中のトラブル等発生時は、『刈谷市商店街連盟』に連絡いただくよう、お願いします。なお、トラブルの復旧に関しましては、時間を要するものもありますので、ご了承ください。



7 出店料の取扱いについて

出店料については原則返金しませんが、出店料徴収後から開催前日までに、災害、荒天等のため主催者が中止を決定した場合は、中止決定以降のブース出展料を日割り換算して返金します。

例：15日（金）に翌日の開催中止を決定→16日（土）のブース出店料 25,000 円（移動販売車の場合 16,500 円）を返金

（1）出店料の支払

出店料は出店者説明会までにお支払いください。なお、現金で支払いの方はお釣りのないよう準備をお願いします。

※出店者説明会までにお支払いいただけない場合は、出店できません。

（2）その他

本要項とは別に、出店者説明会の案内はしません。

出品品目の変更は、上記5出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更はできませんので注意ください。

8 清掃活動について

17日（日）午前7時から30分間程度清掃活動を行います。清掃活動に参加できない方は、出店できません。

9 出店におけるペナルティ

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事（刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメ collection）でチェックを実施し、減点が累積 2 回となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を 1 年間禁止します。また、注意が累積 3 回となった場合は、減点 1 とします。

なお、ペナルティは減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3 年経過後に消滅するものとします。

10 出店時について

食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

また、団体名を記載した看板は、市内商店街の P R を目的としていますので、商品看板やのぼり等で隠れないようにしてください。

11 荷物等の搬入・搬出について

- ・場内への荷物搬入・搬出用車両の「車両通行許可証」と指定駐車場への「車両駐車許可証」を各 1 枚配付します。指定場所以外の駐車はできません。
- ・搬入・搬出用車両は、所定の時間内に限り、会場内の指定の場所に一時停車することができます。
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

12 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

所在地 刈谷市広小路 5 丁目 4 6 番地 〒448-0844

電 話 0566-25-3015

FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日

■営業時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時